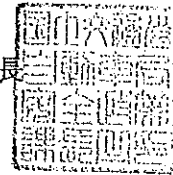


国自安第160号  
令和2年1月28日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長



新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について（要請）

中国の武漢において発生している新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底については、令和2年1月21日付け事務連絡及び同年1月27日付け事務連絡において要請してきたところでございますが、本日、武漢への渡航歴の無い本邦のバス運転者が新型コロナウイルスに感染していたことが確認されました。

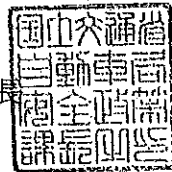
つきましては、感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策について、更なる徹底を行うよう、傘下会員に対して周知徹底願います。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告いただくよう、傘下会員に対して周知願います。

国自安第174号  
令和2年2月13日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長



新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策をお願いしているところですが、今般、令和2年2月13日にタクシー運転者への感染が確認されました。

つきましては、始業点呼時に、運転者に疲労、疾病等の体調を申告させる等により、運転者の健康状態を確実に把握するとともに、感染予防対策が取れていることをあわせて確認するよう、さらに、利用者に対してもチラシの掲示・配布等により感染予防対策の実施に協力頂くよう、傘下会員に対して周知徹底をお願いします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告いただくよう、傘下会員に対して、再度、周知をお願いします。

国自安第 176 号  
令和 2 年 2 月 15 日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長



新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策を繰り返しお願いしているところでございますが、今般、複数のタクシー運転者への感染が確認されました。

つきましては、下記の対策を検討し速やかに措置するよう、傘下会員に対して、指示をお願いします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告するよう併せて周知徹底をお願いします。

記

1. 始業点呼時の対応

- ・運転者に疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定による体調の確認を行うこと等により、運転者の健康状態を確実に把握すること
- ・マスクの着用等の感染予防対策が取れていることを確認すること

2. 体調不良が確認された際の対応

発熱やせき等の症状がある場合には、乗務を中止させ、速やかに医療機関に受診させる等、適切な対応をとること

（参考）

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

○厚生労働省ホームページ

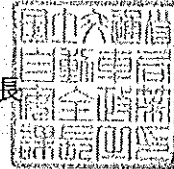
「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

国自安第162号  
令和2年1月30日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長



新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底については、従業員への感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染対策をお願いしているところでございますが、今般、令和2年1月29日に我が国8例目の感染者が確認され、当該感染者は同月28日に感染が確認されたバス運転者と同一のバスに乗車していたことが判明いたしました。

感染経路は不明であります。バス内におけるヒトからヒトへの感染が疑われるところであり、引き続き感染拡大の防止に向けて適切に対策する必要があります。

つきましては、感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策について、更なる徹底を行うよう、傘下会員に対して周知徹底願います。また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告いただくよう、傘下会員に対して周知願います。